

平成18年10月23日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号8316)

第1-12回第四種優先株式の取得請求権行使価額及び下限取得請求権行使価額の調整に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 北山禎介)が発行しております第1-12回第四種優先株式の取得請求権行使価額及び下限取得請求権行使価額は、当該優先株式の取得請求権行使価額調整条項に基づき、下記のとおり調整されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 調整後取得請求権行使価額 318,800円
(調整前取得請求権行使価額 319,700円)
2. 調整後下限取得請求権行使価額 105,100円
(調整前下限取得請求権行使価額 105,400円)
3. 適用日 平成18年10月12日以降

(ご参考) 第1-12回第四種優先株式の概要(平成18年10月23日現在)

当初発行日	平成15年2月8日
発行株式数	50,100株
発行価額	1株につき3百万円
発行価額の総額	1,503億円
現在の発行株式数	50,100株
現在の残高	1,503億円

以 上